

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (新採用・一般職員用④ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番号	正解	解 説
1	×	<p>倫理行動規準は、規程第1条において、「職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。」と規定されており、努力義務ではありません。</p> <p>倫理行動規準は職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、常に意識して行動するようにしてください。</p>
2	×	<p>規程第1条第5号においては、「職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。」と規定されています。</p>
3	×	<p>利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利子を支払う場合でも禁止されています。</p> <p>なお、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を営んでいる利害関係者が業として行う貸付けについては、通常一般の利子を支払う場合であれば認められています。(規程第3条第1項第2号)</p>
4	×	<p>職員が異動した場合、異動前の官職に係る当該職員の利害関係者であった者が、引き続き後任の職員の利害関係者に該当するときは、異動の日から起算して3年間は異動した職員の利害関係者であるものとみなされます。(規程第2条第2項)</p> <p>したがって、本問についても、備品の納入業者は、当該職員が異動した後も引き続き後任者の利害関係者であることから、当該職員の利害関係者とみなされますので、備品の納入業者から物品の贈与を受けることは禁止行為に該当することとなり、認められません。(規程第3条第1項第1号)</p>
5	×	<p>利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています。(規程第3条第1項第4号)</p> <p>ただし、職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等から見て相当である場合、業務用の自動車の提供を受けることは、職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の利益の供与として認められます。例えば、他に公共交通機関がなく、利害関係者の自動車を利用するしかないような場合です。</p> <p>なお、ここでいう「業務用の自動車」は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、タクシーやハイヤーは認められません。(規程第3条第2項第4号)</p>

6	×	<p>利害関係者と共に旅行をすることは、職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止されています。(規程第3条第1項第8号)</p> <p>また、利害関係者が職員の費用を負担した場合は、同項第6号の「供応接待」にも該当します。</p> <p>なお、公務のために職務遂行上、利害関係者と共に旅行する必要がある場合は、禁止対象から除外されています。</p>
7	×	<p>利害関係者と共に遊技又はゴルフをすることは、職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止されており、パチンコは麻雀やポーカーと同様に「遊技」に該当します。(規程第3条第1項第7号)</p> <p>また、利害関係者が職員の費用を負担した場合は同項第6号の「供応接待」にも該当します。</p>
8	×	<p>職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程で定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば例外として認められる行為であっても認められません。(規程第3条第1項第9号)</p>
9	×	<p>割り勘の場合等でも、自己費用負担額が不足している場合には、差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為に該当します。</p> <p>倫理に反すると疑われる行為に気付いた場合は、国家公務員倫理審査会の通報・相談窓口にご連絡ください。また、各府省等にも通報窓口が設置されています。上司に対して直接注意しづらいときこそ、それらの通報窓口を活用してください。違反行為の早期発見と未然防止のため、ひいては公務員全体のために、あなたの通報が必要です。</p> <p>さらに、職員が利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうか判断することができない場合、倫理監督官(倫理事務担当部局)に相談するものとされており(規程第10条)、相談した結果、その指導又は助言に従って行った行為が禁止行為に該当するときは、当該職員に対し懲戒処分を行わないことができるものとされています。(人事院規則22-1第9条)</p>
10	○	<p>国家公務員倫理審査会では、電話、郵送、メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反する行為に関する情報を広く受け付けています。</p> <p>通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報(住所、氏名)は窓口限りで留められるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。</p> <p>また、通報した職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことが倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。</p> <p><b>【国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)】</b>  電話:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802  郵送:〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局宛</p> <p>※ 電子メールでの相談・通報は、検索サイトで「公務員倫理ホットライン」を入力してアクセスしてください。</p>